平成２９年（フ）第６４号
岡山県津山市小原183番地13、前住所岡山県津山市国分寺705番地３
債務者　山下　千春
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２３３号
沖縄県南城市玉城字當山88番地　大裕マンション206号室
債務者　玉城　瑞嬉（旧姓仲尾）
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９８号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷551番地８
債務者　相川　英子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
宮城県塩竈市新浜町１丁目15番８号　シュガーハウス102号
債務者　仁田　勇人
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市東新城２丁目10番地10　シャングリラ206号
債務者　小野寺美佐
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第５３号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂144番地の１
債務者　阿部　英子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５８号
福島県いわき市小川町高萩字家ノ前33番地
県営家ノ前団地25号棟、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森北３丁目23番地１
セビリア住宅２階３号室
債務者　長久保善一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６３号
群馬県桐生市相生町５丁目572番地の９
債務者　清水　葉子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６４号
群馬県桐生市新宿２丁目11番34号、住民票上の住所群馬県桐生市小梅町４番９号
債務者　野口　淳代
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2531番地41　町営住宅桜ヶ丘団地１―203
債務者　塩野谷　礼
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２４１号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目237番地３（ウイング・フィールド　202）、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目280番地（メトロポリス１号館206）
債務者　辻　　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１２０４号
名古屋市北区三軒町330　グリーンハイム三軒402、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字西條字土井ノ池101番地
債務者　大髙　龍二
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０号
三重県津市白山町川口167番地２
債務者　松岡　由美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町622番地の１、前住所三重県鈴鹿市神戸８丁目35番１号
債務者　國分　　正
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６２号
三重県鈴鹿市岸岡町17番地の１　レオパレスアバァン鈴鹿　218号室
債務者　池戸　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６７号
三重県亀山市井田川町591番地１　第６アーバンハイツ206号
債務者　望月　英樹
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係